

# 2 環境を守るくらしや産業の工夫

## ②工業製品のリサイクル

### 教科との関連

社会 指導計画(第12次試案):

第5学年 Ⅲ 工業生産とわたしたちのくらし

### ねらい

家庭用エアコン、テレビ、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機のリサイクルを進めるための法律が必要になった理由について考えるようとする。

### 留意点

○家電リサイクルの流れについて調べたことを、図や表にまとめ、そのしくみについて理解できるようとする。

○廃家電製品には、鉄、アルミ、ガラスなどの有用な資源が多く含まれ、また、我が国の廃棄物最終処分場の残余容量がひっ迫しており、廃棄物の減量化は喫緊の課題で廃棄物の減量とリサイクルが必要となっていることに気付くようとする。

○家電リサイクル法に基づくりサイクルでは、排出しようとする者が排出する時点で料金を支払うことを理解できるようとする。

### ◆家電リサイクル法

#### (特定家庭用機器再商品化法)について

家電リサイクル法は平成13年4月に施行されました。一般家庭で利用されているエアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目のリサイクルが義務付けられました(電気冷凍庫は平成16年4月から、液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機は平成21年4月から追加)。

家庭から排出される廃棄物は基本的には各市町村が収集し、処理を行ってきました。しかし、粗大ごみの中には大型で重く、また非常に固い部品が含まれるために粗大ごみ処理施設での処理が困難なものが多くあります。家電製品はこれに該当するものが多く、有用な資源が多くあるにもかかわらず、リサイクルが困難で大部分が埋め立てられている状況にありました。そこで廃棄物の減量、資源の有効利用の観点から、廃棄物のリサイクル推進の新たな仕組みを構築するために制定された法律が家電リサイクル法です。

この法律では、小売業者は「排出者からの引取りと製造業者等への引渡し」、製造業者等は「引取りとリサイクル(再商品化等)」といった役割をそれぞれが分担し、リサイクルを推進することが義務づけられています。また、その際、引取りを求めた排出者は小売業者や製造業者等からの求めに応じ、料金を支払うことになります。

### ◆使用済小型家電の回収について

大阪市では、区役所や環境事業センター等に専用の回収ボックスを設置し、使用済小型家電を回収しています。

携帯電話やデジタルカメラなどの使用済小型家電は、ごみとして捨てられたり、家庭に眠ったままになっているのが現状です。使用済小型家電には、レアメタルなどの貴重な資源が含まれています。この貴

重な資源を再生利用すること目的として、使用済小型家電の回収を行っています。これらをリサイクルすることにより、ごみの減量と資源の再生利用が進みます。

回収する使用済小型家電は、電池・電気で動き、回収ボックスの投入口(15cm×30cm)に入る大きさのものです。

**大阪市環境局(使用済小型家電の回収について)**  
<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009050.html>

### ◆フロンの回収

フロンは家庭用のエアコンや冷蔵庫、カーエアコン、業務用の冷凍空調機器などに冷媒として使用されています。フロンはオゾン層の破壊、地球温暖化といった地球環境への影響が問題となっているため、機器のリサイクルの際には、フロンを大気中に放出しないよう回収することが重要です。

フロンを使用した製品を破棄する際は、製品の種類によって3つの法律でフロンの回収が義務付けられています。

1 家庭用エアコン・冷蔵庫等…家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)

→家電小売店に家電メーカー等への引渡しを依頼

2 業務用冷凍空調機器…フロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)

→都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に依頼

3 カーエアコン…自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)

→都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。)の登録を受けた引取業者に廃車の引取を依頼

